

教科書無償運動から学ぶ

1 目標

- (1) 教科書をタダにする会の人々が権利実現要求として取り組んだ運動が、義務教育の教科書が無償にすることにつながったことを理解する。
- (2) 権利保障をめざす運動が、運動した人々だけでなく、国民全体の権利拡大(実現)につながっていったことに気づく。

2 学習計画 全7時間

- (1) 教科書無償運動当時の時代背景をつかむ(1時間)
- (2) ディベートを行い、運動の意義と成果を理解する(6時間)

3 展開

- (1) 教科書無償闘争当時の時代背景をつかむ

学習活動	留意点
<p>1 写真を見て、何をしている様子であることを自由に発表する。</p> <p>2 教科書無償運動が起こった時代背景を理解する。</p> <p>3 自分なら教科書をどのように用意するかを考える。 (1)教科書はあるかいないか。 (2)経済的に厳しく、親は教科書を買ってくれないが、教科書が欲しい子どもだったら。 (3)子どもに教科書を買ってあげたいが、買えないほど経済的に困っている親だったら。</p> <p>4 「ディベート」の方法を学ぶ。</p>	<p>資料1 教科書を手渡している写真 (巻末資料19)</p> <p>写真の左半分を隠して提示し、何をしている様子かを発表させる。</p> <p>当時の教科書(教育センターにも一部あり)教科書を配布する。 国民全体が貧しかったことを伝え、被差別部落の人々の収入と教科書代を示す。</p> <p>自分が当時の人間だとして、左の問いについてどうするかを考えさせ、発表させる。</p> <p>教科書無償肯定派と否定派の立場、判定する班の三者の立場で行うことを伝える。 実施方法や資料の収集方法について理解させる。</p>

ディベートの実施方法について

1	立論	(1) 無償派側	3分	(2) 有償派側	3分
	作戦タイム		3分		
2	反対尋問	(1) 無償派側	4分	(2) 有償派側	4分
	作戦タイム		3分		
		(1) 無償派側	4分	(2) 有償派側	4分
	作戦タイム		3分		
3	最終弁論	(1) 無償派側	2分	(2) 有償派側	2分
	整理タイム		4分		
4	内容について判定		5分		
5	実施者感想発表		5分		
6	授業実践者総評		8分		

流れや時間設定は目安なので、授業実践者は工夫をしてください。

(2) ディベートを行い、運動の意義と成果を理解する

学習活動	留意点
1 「ディベート」のための資料収集を行う。 (3時間)	資料収集を行うことを伝える。 (全員に資料収集をさせる)
2 集めた資料をまとめる。 (1時間)	ディベートの展開を考え、作戦を立てるように伝える。
3 「ディベート」を行う。 (1時間)	最終弁論後、審判となった班から結果と内容について発表する。 (判定と客観的な視点から両者のよかった点や不十分であった点について指摘する。) 学習活動4につながるよう、総評を行う。
4 運動の意義と成果を考える。	資料2 「教科用図書は無償に関する法律」 (P135) この運動はすべての国民のための運動であったことを理解させる。

補足：教科書の無償配布の根拠となる法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 (昭和37年3月31日)

+

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (昭和38年12月21日)

+

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (昭和39年2月3日)

+

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則 (昭和39年2月14日)

以上の法制定により、義務教育においては、すべての児童生徒に教科書が無償配布されるようになった。

資料2 教科用図書の無償に関する法律

義務教育諸学校の教科用図書の
無償に関する法律

（昭和三十七年三月三十一日
法律第六〇号）

（趣旨）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。

（調査会）

第二条 前条第一項に規定する義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の教科用図書を無償とする措置につき調査審議するため、文部省に、臨時義務教育教科用図書無償制度調査会（以下「調査会」という。）を置く。

2 調査会は、文部大臣の諮問に応じて義務教育諸学校において使用する教科用図書を無償とする措置に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

3 調査会は、委員二十人以内で組織し、委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

4 調査会は、第二項の規定により文部大臣から諮問のあつた事項のうち昭和三十七年度の予算の執行及び昭和三十八年度の予算の作成に係る部分については、その調査審議した結果を昭和三十七年十一月三十日までに文部大臣に答申しなければならない。

4 発展学習

(1) 学習計画 (2) 以降の別展開例
「運動の意義と成果を理解する」

学習活動	留意点
1 憲法第26条について確認する。	憲法第26条を示す。
2 「教科書をタダにする会」が結成された理由を理解する。	資料3 教科書をタダにする会の写真 (巻末資料20) 結成までの経過を説明する。
3 写真を見て、当時の雰囲気をつかみ、説明を聴いて、教科書が無償になるまでの経緯を理解する。	資料4 市長交渉の写真 (巻末資料21) フォトランゲージを行いながら説明していく。
4 運動の意義と成果を考える。	資料2 「教科用図書の無償に関する法律」 (P135) この運動はすべての国民のための運動であったことを理解させる。

(2) 学習計画(2)以降の展開例
「運動の意義と成果を理解する(調べ学習)」

学習活動	留意点
1 憲法第26条について確認する。	憲法第26条を板書し、理解させる。
2 「教科書をタダにする会」が結成された理由を理解する。	「教科書をタダにする会」が結成されるまでの経過を説明する。
3 写真を見て、当時の雰囲気をつかむ。	次の調べ学習の動機づけになるよう、様々な写真を提示する。
4 グループに分かれてテーマ毎に調べ学習を行う。	テーマ毎にグループをつくる。 (1)「タダにする会」の活動 (2)「行政」の対応 (3)「マスコミ」の動き (4)「反対運動」 (5)「学校(教育関係者)」の取り組み (6)「その他」
5 各グループの発表	それぞれがどのような行動をとったかを調べ、自分たちの意見をまとめ発表資料を作成させる。
6 運動の意義と成果を考える。	各グループの発表を聴きながら全体像をつかみ、質問があればあとで受け付けることを伝える。 資料2 「教科用図書は無償に関する法律」 (P135) この運動はすべての国民のための運動であったことを理解させる。